平成２２年（フ）第５５号
鹿児島県曽於郡大崎町神領198番地２
債務者　上牧　浩三
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市田浦町６丁目38番地９
債務者　吉田信吾こと　金　　信吾
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８７号
神奈川県三浦郡葉山町堀内818番地　浅田アパート202
債務者　安達　栄子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２６号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目30番12―105号
債務者　加瀬まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字五十石町１－２　佐藤アパート２号、住民票上の住所東京都江東区新砂３丁目４番43―1507号
債務者　葛西　雄大
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２３号
青森県弘前市大字熊嶋字里見16番地３
債務者　齋藤　政志
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２４号
青森県黒石市境松２丁目142番地、住民票上の住所青森県弘前市大字熊嶋字里見16番地３
債務者　齋藤　礼子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０５４号
名古屋市中区新栄３丁目34番16号　市営新栄荘２棟404号
債務者　大串　文浩
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３号
松江市浜乃木５丁目２番14号
債務者　安食　静男
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
松江市浜乃木５丁目２番14号
債務者　安食　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７号
松江市学園１丁目14番11号セジュールダイモンＢ101号、前住所松江市北田町83番地14コーポヤマサキ101号
債務者　田部　眞美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０号
宮崎市大字小松750番地１　エクセルコートⅠ―302号
債務者　井上　敏恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２７号
熊本市本荘２丁目12番５号
債務者　木原　好美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７８０号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地36号棟301号
債務者　中瀬美佐保
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８００号
京都府京田辺市大住平谷８番地の160
債務者　廣政　裕美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
岩手県岩手郡雫石町御明神古舘30番地
債務者　原　　靖貴
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３１６号
盛岡市境田町１番24号　レア・Ｇ・ハウス101号
債務者　岩田　　源
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部